

京滋コンクリート診断士会会則（第7回改定）

第1章 総則

第1条(名称)

本会の名称は、「京滋コンクリート診断士会」（以下「本会」）という。

第2条(事務局)

本会は、事務局をインターネット上に置く。（<http://www.kscd.jp/>）

第2章 目的および活動

第3条(目的)

本会は、公益社団法人日本コンクリート工学会のコンクリート診断士制度の趣旨に基づき、診断士の技術力向上、社会的地位の向上等コンクリート構造物の維持管理補修に関し貢献すること、ならびに京滋地区におけるコンクリート遺産の調査、およびコンクリート構造物の観測や評価を行なうことを目的とする。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 会員間の技術交流および情報交換による知識及び能力の向上
- 2) 公益社団法人日本コンクリート工学会における診断士制度実施の支援及び維持管理事業を通じた社会への貢献
- 3) コンクリート診断士の社会的地位の向上
- 4) コンクリート構造物の維持管理に関する最新技術情報の収集と会員への配信
- 5) コンクリート診断士受験者への支援

第3章 会員

第5条（会員）

本会の規約第3条の目的に賛同し、主に京阪神地区(近畿2府4県)で活動し、コンクリート診断士の資格を有する個人を正会員とする。ただし、正会員以外の会員は以下の規定によることとする。尚、役員会は正会員と専門会員で構成するものとする。

- 1) 専門会員は、主に京阪神地区(近畿2府4県)で活動し、技術士(建設部門)、一級建築士、コンクリート主任技士の内、何れかの資格を有する個人とする。
- 2) 一般会員は、資格の有無、活動地域に関係なく、当会の目的に賛同する個人、またはコンクリート診断士の取得を目指す個人とする。
- 3) 賛助会員は、企業の活動地域に関係なく、当会の目的に賛同する法人とする。なお、賛助会員は、該当する資格を持つ者1名を正会員、もしくは専門会員として登録することができる。

第6条（入会）

本会への入会は、正会員もしくは専門会員2名の推薦をもち、役員会にて承認された場合に入会を認める。ただし、会費等の納入の確認をもって会員とする。

第7条（退会）

- 1) 会員は、次の各号の一に該当する場合に退会する。
 - 退会の届出をしたとき
 - 死亡したとき または法人では解散したとき
 - 除名されたとき
- 2) 退会の届出は、会長に対し書面をもってしなければならない。また診断士等の資格を喪失した場合も同様とする。
- 3) 会員が引き続き2年にわたり会費を納めないときは、役員会の決議によって、退会したものとみなすことができる。
- 4) 会員は、法または本規約に違反し、本会の秩序または信用を害し、また、その他コンクリート診断士の品位を失うような行為をしたときは、総会または臨時総会の議決に基づき除名することができる。但し、その会員に対し総会または臨時総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

第8条（役員の数）

本会は、次の役員をおく。役員は正会員もしくは専門会員から選出する。ただし、監査役は一般会員を含めた中から選出する。

- 1) 名誉会長 1名
- 2) 会長 1名
- 3) 副会長 1名
- 4) 理事 2名以上
- 5) 監査役 1名
- 6) 事務局長 1名

第9条（役員を選出）

役員を選任は、総会において選出する。

- 1) 会長は、役員会にて選出され、総会の承認をもって任命される。
- 2) 役員は、会長の推薦する者で、総会の承認をもって任命される。
- 3) 名誉会長は、本会の発展に顕著な功績のあった者で、役員会にて選出され、総会において承認、任命された者。但し該当者なき場合は空位とする。
- 4) 役員は、選任されたときより2年後の通常総会までとする。但し再任は妨げない。
- 5) 役員が第7条の規定により退会した場合は、役員会は速やかに会員に通知し、後任の役員を選出する。ただし、後任役員は、前任役員が残期間とする。

第10条（役員職務）

役員は、別に定める他、次の職務を有する。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 総会および役員会の議長は、会長がこれを行う。
- 3) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて職務を代行する。
- 4) 理事は、本会の運営、事業の実施について、会長を補佐する。
- 5) 監査役は、本会の会計及び事業を監査する。
- 6) 事務局長は、事務全般を統括する。

第11条（顧問）

本会は、顧問を置くことができる。

- 1) 顧問は、学識経験者の中から役員会で推薦し、総会で報告し、会長がこれを委嘱する。
- 2) 顧問は、本会に対し、必要な助言をすることができる。

第5章 会議

第12条（会議の種類）

本会に次の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会

第13条（通常総会）

通常総会は年1回開催し、次の事項を審議する。

- 1) 事業報告および収支決算
- 2) 事業計画および予算
- 3) 会則の改定
- 4) 役員改選
- 5) その他、総会が必要と認める事項

第14条（臨時総会）

次の場合、臨時総会を会長が招集することができる。

- 1) 会長が必要と認めたとき
- 2) 会員の1/3以上の要望があったとき

第15条（総会の議決）

総会は、会員の1/3以上の出席を要し、総会出席者の過半数をもって議決とする。但し、委任状による出席を認める。

第16条（役員会）

役員会は、会長、副会長、監査役、理事および事務局長をもって構成し、第4条、第6条の各項に関する事項等を審議する。役員会議事録は、会員に公開する。

第6章 会計

第17条（入会金）

本会の入会金は正会員・専門会員・一般会員を3,000円、賛助会員を10,000円とし、入会時に納入するものとする。

第18条（年会費）

本会の年会費は正会員・専門会員・一般会員を4,000円、賛助会員を20,000円、加えてJCD加入者は+1,000円とし、原則として銀行振込みとする。なお振込みに要する費用は会員が負担する。但し、会の運営上、役員会が必要と認めた場合は臨時総会で承認を得て臨時会費を徴収することができる。

第19条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年10月1日より翌年の9月末日とする

第20条（決算）

本会の決算は、毎会計年度終了後、速やかに決算書を事務局長が作成し、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 事務

第21条（事務局長）

本会の会務を処理するため、会長の下に事務局長を置くものとし、役員会で承認を得て、必要に応じて事務の外部委託をすることができる。

- 1) 事務に必要な事項は、会長がこれを決する。
- 2) 事務局長は、常に規約、役員名簿、会員名簿、事業報告書、収支決算書、財産目録、事業計画書、収支予算書等の書類を備えておかなければならない。ただし、これらの書類は電子データで保存してもよい。

第8章 その他

第22条（会則）

- 1) この会則の執行にあたり必要な規定および事項は、役員会の2/3以上の決議により決定する。
- 2) この会則は、平成20年8月22日に発効する。

第23条（会の運営）

本会は、原則としてインターネットで運営するものとする。

第24条（定めなき事項）

会則に記載無き事項は、役員会にて協議のうえ決定する。

以上

改訂履歴

初版発効2008. 8. 22
第1回改定2008. 9. 24 役員会承認
第2回改定2010. 10. 27 第2回通常総会承認
第3回改定2011. 4. 14 役員会承認
第4回改定2015. 10. 30 第7回通常総会承認
第5回改定2016. 10. 28 第8回通常総会承認
第6回改定2017. 10. 31 第9回通常総会承認
第7回改定2018. 10. 26 第10回通常総会承認

別紙

京滋コンクリート診断士会 役員・顧問名簿（第11期）案

自 2018年10月1日

至 2020年9月30日

役員

名誉会長	(空位)	
会長	高井 俊次	株式会社構造総合技術研究所
副会長	辻 景介	株式会社田中測量設計事務所
理事	大久保 員良	株式会社構造総合技術研究所
理事	増田 廣見	株式会社エース構造設計事務所
理事	山内 和宏	灰孝小野田レミコン株式会社
理事	山口 俊夫	内外エンジニアリング株式会社
監査役	高木 英二	株式会社太田建設
事務局長	衣川 直紀	ケイコン株式会社

事務サポート：藤津 紫 (エリジアンガーデン)

顧問

岡本 享久	立命館大学・特任教授・工学博士
河野 広隆	京都大学大学院工学研究科・工学博士
十河 茂幸	近未来コンクリート研究会・代表・工学博士
田中 仁史	京都大学・名誉教授・工学博士
西山 峰広	京都大学大学院工学研究科・工学博士
宮川 豊章	京都大学・特任教授・工学博士

(五十音順で記載)